

労働トラブルとなりやすい “5つの事例”への適正な対応について

インターネット受講も可能です

労働条件引き下げとトラブル防止



精神疾患等病者への配慮と休職



解雇・雇い止めとトラブル防止



就業規則遵守と懲戒処分



労働災害の防止と安全配慮義務



5つの労働重大
問題の対策を

5人の労働専門
弁護士が解説

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

令和6年度 労働トラブル防止総合講座 ご案内

労働をめぐる全国の労使紛争件数は、都道府県労働局の紛争調整委員会のあつせんが令和4年度は3,492件、令和3年で地方裁判所の労働審判が3,609件、労働裁判が3,645件と依然多い状況です。

労使紛争を防ぐためには、企業には罰則が課される労働基準法等の遵守はもちろんのこと、民事問題を司る労働契約法を考慮しないと、争いに敗れ多額の賠償・和解金を支払うこととなります。

そこで愛知県下各労働基準協会では、労働分野で活躍される弁護士に下記の内容をお聴きする、全5回の「労働トラブル防止総合講座」を本年度も開催します。ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

● **会場** 一般社団法人 名北労働基準協会「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1
「栄町」から瀬戸線・徒歩で8分 「名古屋駅」から市バス・徒歩で20分 近隣格安有料駐車場多数あり

● **時間** 午後1時30分～午後4時30分

● **費用**

	1回	5回
会員	6,900円	29,000円 (5,500円割引)
非会員	9,130円	38,360円 (7,290円割引)

インターネット受講も同額
(資料代・消費税含む)



お申込はこちら

● **総括テーマ** 労働トラブルとなりやすい“5つの事例”への適正な対応について
インターネット受講も可能です

第1回 令和6年6月10日(月)

「労働条件の引き下げをめぐる トラブルの防止について」

大嶽達哉法律事務所 所長 弁護士 大嶽 達哉 氏



【講師プロフィール】

東京大学大学院法学政治学研究所修士課程修了。ブラジルの社団法人CIATEにて、厚生労働省委託により専務理事として3年間日系ブラジル人の就労支援、帰国者対応業務を行う。平成27年に帰国後、弁護士活動を再開。在日外国人労働者、海外駐在員、在外現地職員等の労働問題を多く扱う。その他労務管理セミナー講師を多数行う。



この労働条件の引き下げは合理性がありません

地方裁判所の労働審判

企業では、経営不振のため、あるいは社内の制度改定のため、労働条件を引き下げざるを得ない状況に陥ることがあります。

労働条件の不利益変更について、労働契約法第9条では、「労働者の合意なく変更はできない」、第10条では、「変更後の就業規則を労働者に周知し、変更が労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況等と照らして合理的なものであるときは、変更が可能」としております。

認められる不利益変更についてお聴きします。

第2回 令和6年8月5日(月)

「精神疾患を含む病者への配慮と 休職の扱いについて」

成田・長谷川法律事務所 パートナー弁護士 長谷川 ふき子 氏



【講師プロフィール】

東京理科大学理学部卒業後、東京大学法学部に再入学し卒業時に司法試験に合格の異色の理系女子弁護士。元愛知県弁護士会副会長。愛知労働局紛争調整委員会委員、愛知県弁護士会労働審判制度対策特別委員会委員、愛知県弁護士会両性の平等委員会委員。経歴を生かし、化学薬学分野等の医療機関問題、情報管理問題への対応・講演も多い。



この人休職期間満了まで後1か月。どうする？

悩ましい休職期間満了の取り扱い

平成25年度厚生労働省調査では、疾病を理由として1か月以上連続して休業している従業員がいる企業は、メンタルヘルス38%、がん21%、脳血管疾患12%です。

厚生労働省も「治療と仕事の両立支援」を進めており、そのための取組がある事業所は令和4年調査で58.8%となっております。

疾病を抱える労働者の退職は、企業の損失であり、勤務中、休業中の配慮が求められ、その欠如により病状が悪化した場合、労働契約法が定める「安全配慮義務違反」により、企業責任が問われます。

問題となる休職の扱いも含め、詳細をお聴きします。

「解雇・雇い止めをめぐる トラブルの防止について」

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤俊夫氏



【講師プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。



解雇・雇い止めはしばしば労使の紛争に

労働裁判、労働審判、労働局あっせん等でしばしば問題となるのが、解雇・雇い止めです。

解雇は労働契約法第16条で、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は無効」とし、不合理的な解雇はできません。

雇い止めも同法第19条で、「1. 労働契約が過去に反復して更新され、雇い止めが解雇と同視 2. 労働者が労働契約が更新されるものと期待することに合理的な理由がある」場合は、認めないとしております。

トラブルとならない解雇、雇い止めについて、雇い入れ、在職中、離職時の留意点をお聴きします。

「就業規則の遵守と 懲戒処分について」

弁護士法人 那須・岩崎法律事務所 弁護士 岩崎友就氏



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。使用者・企業側弁護士。数多くの訴訟、労働審判及び団体交渉等の代理人を務めるほか、人事労務問題をはじめとする企業活動にまつわる法律相談に応じている。働き方改革関連法や同一労働同一賃金原則など企業の労務問題に関するセミナーの講師も務める。経営法曹会議員。労働トラブルを防ぎ、企業を繁栄させる就業規則の作成、改定を行う。



懲戒処分を判断する社内の懲戒委員会

企業と労働者の権利・義務を定めたのが就業規則であり、重大な違反を行った労働者には、企業秩序を守るため、懲戒処分を行う必要があります。

しかし、労働契約法第15条では、「懲戒が、労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、無効」としております。

労働者に就業規則の内容、守ることの意義を理解させ、制裁(懲戒処分)の種類・程度を明確に定め、弁明機会を与える等の適正な手続を取ることが必要です。就業規則の役割と懲戒処分についてお聴きします。

「労働災害の防止と 安全配慮義務について」

庄司法律事務所 所長 弁護士 庄司俊哉氏



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の講演を行う。弁護士会の裁判劇を手掛け、愛知県下各労働基準協会が上演する90分の労働災害劇「波紋ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員。



高額となる労働災害裁判の賠償・和解金

休業4日以上労働災害死傷者数は、平成22年以降は転倒・動作の反動・無理な動作による災害が増え、令和4年は25%増加の約13万人となっております。死亡・障害が残る災害での、賠償金の支払いをめぐる裁判も後を絶ちません。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする」と、企業に安全配慮義務の履行を求めています。

この義務は法令を守るだけでなく、果たせる訳ではなく、その趣旨と広範囲な対策についてお聴きします。

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約一万人受講される会場です。

●インターネット受講について

- ・会場実施日の一週間後より視聴が可能です。
- ・視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までにお知らせします。
- ・視聴可能期間は一週間です。
- ・開催終了回については、インターネット受講にてお申込可能です。視聴期間等の詳細はお問合せください。

【会場アクセス】

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市




振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会
 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書(コピー可) **令和6年度 労働トラブル防止総合講座** 申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号		名北労働基準協会のみご記入ください。
事業場名			TEL () -	FAX () -	E-mail
所在地	〒	事業内容			労働者数 名
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏名	所属部署・職名	受講区分(会:会場受講 イ:インターネット受講) ※受講日にし、受講方法に○を記入。	ご案内送付先
				<input type="checkbox"/> 全研修(会・イ) <input type="checkbox"/> 6月10日(会・イ) <input type="checkbox"/> 8月5日(会・イ) <input type="checkbox"/> 10月1日(会・イ) <input type="checkbox"/> 12月6日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月21日(会・イ)	受講者・担当者 <small>○をつけてください</small> (部署名) 様
				<input type="checkbox"/> 全研修(会・イ) <input type="checkbox"/> 6月10日(会・イ) <input type="checkbox"/> 8月5日(会・イ) <input type="checkbox"/> 10月1日(会・イ) <input type="checkbox"/> 12月6日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月21日(会・イ)	会費支払時期 令和 年 月 日

- ・開催終了した回は、インターネット受講としてお申込受付いたします。
- ・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

令和6年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表（当協会も主催機関です）

種別	講習会名	内容	QRコード	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	会費(単位:円)		会場
																会員	非会員	
労働法令総合講座	1. 労働実務基礎講習(半日)	労働法令を学んだことがない方向けの、労働基準法、労働安全衛生法、労働保険の基礎的知識を学ぶ入門講座		10	8	19	17	8	10	15	20	10	9	4	11	無 料		名北労働基準協会(名古屋市北区)、春日井市、小牧市
	2. 労働実務総合研修(1日)	労働基準法、労働安全衛生法、労働保険、労使紛争防止についての、新任の担当者・現場管理者向けの初級講座		16		25		28		8		11		13		10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座(4日間)	基礎法令コース(労基法・安衛法・労働保険)・就業管理コース(労働時間・賃金・労働諸法)を学ぶ、担当者向け中級講座			基礎法令	12 26	10 24	就業 管理	11 25	9 23		基礎 法令	15 29	12 26		1日 10,000 全日 36,700	1日 12,220 全日 44,500	名北労働基準協会
	4. 社会保険労務士受験対策総合講座(13日間)	土日曜開催全13日間で”社労士資格”を取得、併せて業務で有効な高度な知識を学ぶ上級講座		ガイダンス 9・10月 基礎講座 11月(2日間2コース) 対策講座 11～7月(9日間5コース) 直前講座 7・8月(2日間2コース)												ガイダンス無料 対策89,040	基礎20,950 直前20,950	名北労働基準協会
	5. 建設業雇用管理者研修(1日)	建設業の雇用管理責任者、それに準ずる立場の方、雇用管理の知識を習得したい方を対象とする研修						○	○	○	○	○	○	○				無 料
労働問題セミナー	1. 令和6年度の労働の動向を聴くセミナー	監督署幹部職員に令和6年度労働基準行政重点対策を聴き、労働弁護士より労働全般の動向を学ぶセミナー				18										無 料	ウィルあいち(名古屋市東区)	
	2. 労働トラブル防止総合講座	様々な労働トラブル防止のために必要な知識や対策を、労働弁護士に聴く講座				10		5		1		6		21	1日 6,900 全日 29,000	1日 9,130 全日 38,360	名北労働基準協会	
	3. 2024年問題(建設・運送業・医師)対応セミナー	時間外労働上限規制対応を学ぶセミナー。建設業以外はDVD受講。無料相談・無料訪問アドバイスも実施、			15												無 料	名北労働基準協会
	4. 労働法令改正等セミナー(石寄弁護士セミナー)	労働法令の改正、労働分野の課題・対応策を、労働界のナンバー1弁護士による講演で学ぶセミナー								25						4,380	4,990	ウインクあいち(名古屋市中村区)
	5. 労働問題総合対策セミナー	労働諸問題への対策を労働弁護士の特別講演、パネルディスカッションを交えて解説し、総合的に学ぶセミナー											○				無 料	名古屋市公会堂(予定 名古屋市昭和区)
安全衛生教育	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育	丸のこ等による災害防止を徹底させるための通達対応教育					3							7		7,300	8,900	名古屋市工業研究所(名古屋市熱田区)
	2. 振動工具取扱作業等に対する安全衛生教育	振動の少ない振動工具の選定、振動作業の作業時間管理、工具の点検・整備などの安全衛生教育									9					7,300	8,900	名古屋市工業研究所(名古屋市熱田区)
	3. ダイオキシン類特別教育	廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育						12								7,330	9,160	名古屋市工業研究所(名古屋市熱田区)
	4. 騒音障害防止対策管理責任者労働衛生教育	騒音作業に従事する方を対象とした労働衛生教育									21					7,040	10,340	あいち産業科学技術総合センター(刈谷市)
	5. 名古屋・尾張労働災害防止大会	全産業の労働災害防止と、労働者の健康確保の推進に向けた大会													○	無 料(資料代1,000円。構内協力会社等は不要)	アートピアホール(予定 名古屋市中区)	
社員教育	1. 管理能力向上研修	部下を持たれる方を対象に、管理者に必要な管理能力、指導手法等の研修				24			20							6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルス管理者研修	職場のメンタルヘルス対策を進めるため、部下を持つ現場管理者向け研修					23				26			4	6,000	7,000	名北労働基準協会	
	3. 人事考課者研修	企業をのばす人事考課を実現するため、人事考課を行う方を対象とした研修			21									16		6,000	7,000	名北労働基準協会
	4. 採用担当者研修	採用担当者を対象に、法的規制、選考スキル、トラブル事例等を学ぶ研修		1～4									5			6,000	7,000	名北労働基準協会
	5. ハラスメント防止研修	ハラスメント防止のための適切な知識を学ぶ研修			28			20				5		18		6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. ハラスメント相談担当者研修	ハラスメントの相談担当者として必要な知識を体系的に学ぶ研修					11			24			10			6,000	7,000	名北労働基準協会
	7. アンガーマネジメント研修	怒りの感情を理解し、上手にコントロールすることを身に付けるための研修						2								6,000	7,000	名北労働基準協会
	8. アサーティブ研修	相手を尊重し意見を主張するコミュニケーションスキルを学ぶ研修					20									6,000	7,000	名北労働基準協会
各種事業	企業出張研修	管理者等対象の労働法令・管理能力向上・パワハラ防止等の研修を出張で実施		随時	1時間 115,000円～	企業希望の会場	勤労者労働総合相談センター	法的に必要となるパワハラ、セクハラ、パート労働者等の相談を、企業の委託を受け行い早期解決		契約期間中	年間 19,200円～							
	無料労働相談	名北協会内相談室で社労士等が、県下全域の会員企業の無料労働相談を実施		随時	無 料		2024年問題対応支援事業	建設・運輸業、医師の時間外労働上限規制対策を、無料セミナー・訪問アドバイス・相談等で支援		随時	外部機関活用 以外は無料							
	無料職業紹介事業	厚生労働大臣許可の無料職業紹介を実施し、優秀な人材を企業に紹介		随時	無 料		起業総合支援事業	起業者、起業希望者等を労働基準協会と専門機関が、セミナー、総合・専門機関個別相談にて支援		随時	外部機関活用 以外は無料							

各種管理者研修のご案内

主催 愛知県下各労働基準協会

メンタルヘルスマネジメント研修 ■管理者としてメンタル不調者を出さない職場作りのために

メンタル不調者が増加すると、業務への影響も多く、企業責任をも問われかねないメンタルヘルス問題。現場管理者に求められるメンタル不調を起こさせない職場環境づくりと、メンタル不調者発生時の適切な対応を学びます。

講師紹介



(一社) 名北労働基準協会 メンタルヘルス相談室長
公認心理師・シニア産業カウンセラー
特定社会保険労務士 新美 智美 氏

公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からメンタルヘルス等の相談を受ける。またメンタルヘルス研修、社員研修等の講師も行っており、中でも名北労働基準協会で行う出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。

会費

会員 6,000円

非会員 7,000円

※資料代、消費税を含む

定員 45名

研修の様子



ワークを通して理解を深めます。

日時	令和 6年 7月 23日(火)
	令和 6年 11月 26日(火)
日時	令和 7年 3月 4日(火)
	いずれか半日 13時30分～16時30分
内容	●メンタルヘルスに関する基礎知識
	●メンタル不調の未然防止
内容	●メンタル不調の早期発見・適切な対応
	●職場復帰における支援
対象	※参加者相互のグループ討議を行います。
	ライン監督者、労務人事担当者等

管理能力向上研修 ■管理者として不可欠な部下たちへの指導方法を学ぶ半日研修

管理者の多くは豊かな業務能力、経験、知識を持ちながら、部下への管理能力が充分ではなく、結果的に担当部署の能力を最大限に引き出せないケースが見受けられます。そこで、部下を持つすべての方を対象に、管理者として求められる管理能力、指導手法等を学びます。

講師紹介



サポートプロジェクトHAYASHI代表
人財育成コンサルタント・日本メンタルヘルス協会公認
心理カウンセラー・RSTトレーナー
林 泰治 氏

三友工業株式会社で長年にわたり総務部長や本社の執行役員等として勤務し、この間社内、社外における人財育成を行うとともに、企業、行政、学校等での幅広い講演活動を精力的に行う。

会費

会員 6,000円

非会員 7,000円

※資料代、消費税を含む

定員 45名

研修の様子



日時	令和 6年 6月 24日(月)
	令和 6年 9月 20日(金)
日時	いずれか半日 13時30分～16時30分
	●自己分析
内容	●管理能力とは
	●セクハラ・パワハラにならない『褒め方・叱り方』
対象	●すべての共通点は人生笑顔とポジティブに生きる
	部下を持たれるすべての方

人事考課者研修 ■企業をのばす人事考課を行うための管理者研修

人事考課の守るべき手法、陥ってはならない認定誤差（考課者の心理的傾向）等を体系的に学び、被考課者が納得して業務に精励することで、企業を成長に導く人事考課を実現させます。

講師紹介



吉山社会保険労務士事務所 所長
特定社会保険労務士 吉山 嘉久 氏

三菱重工業(株)名古屋機器製作所にて20年にわたり総務部勤労課長、総務部主務として労務人事等の管理業務を行い、その後営業部長を経て、同社の関連会社代表取締役等を歴任し企業経営を行う。この間社会保険労務士となり、現在は開業社会保険労務士として、顧問活動、企業研修の講師等多様な活動を行う。

会費

会員 6,000円

非会員 7,000円

※資料代、消費税を含む

定員 45名

研修の様子



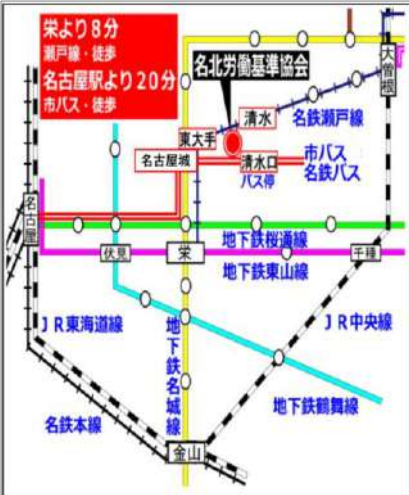
スライドで講座を進行し確認問題を行います

日時	令和 6年 5月21日(火)
	令和 7年 1月16日(木)
日時	いずれか半日 13時30分～16時30分
	●人事考課の目的 ●人事考課の方法
内容	●実施上の留意点（Ⅰ自己申告Ⅱ評価Ⅲ面談）
	●考課者に求められるもの ●人事考課のトラブル事例
内容	●評価の法的根拠と公正評価の取組み
	●人事考課制度の今後の課題等
対象	人事考課を行うライン監督者、労務人事担当者 等

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町1-4	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会
 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。



会場
 一般社団法人 名北労働基準協会 3階 大会議室
 名古屋市北区清水1-13-1
 TEL : 052-961-1666 FAX:052-962-1670

会場には受講者専用駐車場がありませんが、近隣にはコインパーキングがあります。
 車にてお越しの場合は、十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

公共交通機関
 「名鉄」 清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
 「地下鉄」 名古屋城駅①番出口徒歩12分
 「バス」 市バス、名鉄バス清水口徒歩5分
 「お車」 名古屋高速 黒川出口より5分

各種管理者研修 申込書 申込日 年 月 日

申込研修名				受講日	年	月	日分
申込協会	労働基準協会			①会員番号			
事業場名				TEL	()	-	
				FAX	()	-	
所在地	〒			事業内容			
				労働者数	名		
受講者名	記入不要② 講習番号	記入不要③ 受講番号	氏名	所属部署・職名			
			フリガナ				
会費支払時期	月 日 (銀行支払・現金書留・事務局窓口) にて支払予定						
受講票送付先	受講者本人・担当者 (部署名) 様						
担当者メールアドレス	@						

※ ①会員番号は(一社)名北労働基準協会会員様のみご記入ください。 ②講習番号 ③受講番号はご記入不要です。
 ※ この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回申込みいただいた研修の参加資料並びに講習のご案内用として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

労務・安全衛生の社内プロを短期間で育成

労働実務専門講座



労務管理の要
労働基準法



労働者の安全を担う
労働安全衛生法



労働者と企業を円滑にする
労働トラブル防止

労務管理に必要な
不可欠な知識を
体系的に学ぶ



労働者と企業を結ぶ
労働契約法



労働者の生活を守る
労働・社会保険

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾
各労働基準協会

ご案内

愛知県下の労働基準監督署の令和4年定期監督等では、対象事業場の63.2%に法違反が見つっています。

この高い違反率は、労働基準法、労働安全衛生法に限られたものであるため、その他の労働・社会保険関係法令を含めると、さらに高い違反率になると考えられます。

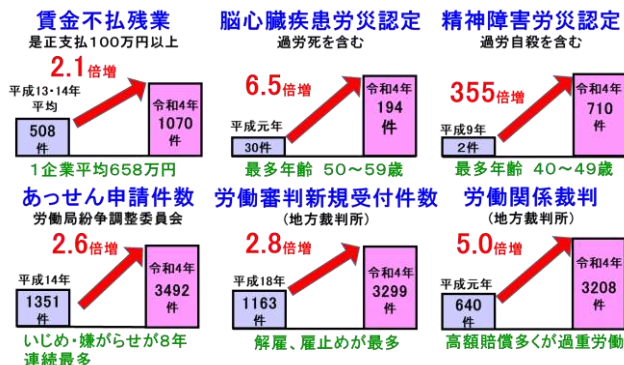
こうした関係法令の違反は、担当者の法令に対する知識不足、理解不足が原因になることが多く、違反が更に労使間のトラブルにつながることも懸念されます。

労務人事・安全衛生担当者は、働き方改革関連法、労働基準法の賃金時効延長、改正高年齢者雇用安定法、パワハラ防止措置の義務化等の法改正も含め、的確に業務を行うため労働についての幅広い知識が必要となりますが、通常業務の中でこのような知識を身に付けることは困難です。

そこで、愛知県下各労働基準協会は、労働関係法令を短時間で体系的に学ぶ『労働実務専門講座』を開催いたします。ご関係の皆様にはぜひともご受講願います。

会場	定員
一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1	45名

法改正が続く中、労働トラブルが増加中



防止対策はまず労働法令知識の習得から



当講座の5つの特徴

①複雑な労働法令を体系的に学ぶ

適正な労務・安全衛生管理を行うには、過去のトラブル事例だけでなく、その法令の幅広い内容を網羅的に学ぶ必要があります。この講座では労働法令の全体像を体系的に学ぶことが可能です。また、各コース4日間で75%以上の出席者には卒業証、1日のみの受講者には修了証を交付します。



②スライド使用講義

テキストを見るだけの講義では、法令の理解はできません。当講座ではパワーポイントスライドを使用して、見た目によりわかりやすい講義を行います。映写したスライドのコピーも配布するため、後日見直しをして、講座の内容を思い出すこともできます。



③実務の重視。書類作成・ケーススタディを取り入れた講座

学んだことを実務に生かすことができなければ、受講の意味がありません。当講座では行政届出書類の作成、トラブル事例対応のケーススタディもあり、実務に生きる知識を習得します。



④図解、各種様式等使用したわかりやすいテキスト

法令は、文字だけを見るととても理解しにくいもの。研修ごとに講師がオリジナルテキストを作成し、複雑な法令内容を分かりやすく解説。労働法令に馴染みのない方にも理解が容易です。



⑤労働の実務に精通した充実の講師陣！



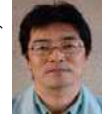


講師は社会保険労務士、中小企業診断士、労働安全衛生コンサルタント、元労働基準監督署長などの労働のスペシャリスト。実務経験豊富で、実践的な講座を行います。休憩時間や講義の後には、業務上の疑問・問題点を相談することができ、講義内容とは異なる労働相談も可能です。



※DVD受講も可能ですので、お問い合わせください。

労働実務専門講座（基礎法令コース 前期・後期）

労務・安全衛生管理の中核をなす法令が対象。内容、留意点、関係書類の作成等の実務を各1日で学びます。

研修名	日程		時間	内容	講師	会費				
	前期	後期				会員	非会員			
第1回 労働基準法研修 (A31)	令和6年 6月12日	令和7年 1月15日	9:30~16:30 6時間	労働基準法の概要と事務手続、労務管理上の留意点	(一社)名北労働基準協会 専務理事・事務局長 特定社会保険労務士 市之瀬 高 司 	1 0 , 0 0 0	1 2 , 2 2 0			
第2回 安全衛生研修 (A32)	令和6年 6月26日	令和7年 1月29日	6時間	9:30~ 12:30	労働安全衛生法等関係法令の概要と事務手続	池戸労務安全管理事務所 所長 元名古屋北労働基準監督署長 池 戸 宏 光 氏 	1 0 , 0 0	4 日 間	1 2 , 2 2 0	4 日 間
				13:30~ 16:30	安全衛生管理活動の概要と留意点	アマノ労働安全衛生コンサルタント 所長 労働安全衛生コンサルタント 天 野 勝 利 氏 	0 0 , 3 6 , 7 0 0			
第3回 社会保険研修 (A33)	令和6年 7月10日	令和7年 2月12日	9:30~16:30 6時間	健康保険法、厚生年金保険法、介護保険法等の概要と事務手続	河村つぐみ社会保険労務士 事務所 所長 社会保険労務士 河 村 亜 実 氏 	1 0 , 0 0 0	1 2 , 2 2 0			
第4回 労働保険研修 (A34)	令和6年 7月24日	令和7年 2月26日	9:30~16:30 6時間	労災保険法・雇用保険法の概要と事務手続	(一社)名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部長 元労働保険事務組合 課長 石 田 和 彦 	1 0 , 0 0 0	1 2 , 2 2 0			

労働実務専門講座（就業管理コース）

労務管理の中心となる労働時間・賃金管理の詳細と、数多くある労働法令のうち主要な法律を学びます。

研修名	日程	時間	内容	講師	会費					
					会員	非会員				
第1回 労働時間管理研修 (A41)	令和6年 9月11日	9:30~16:30 6時間	関係法令、各種労働時間制度の概要、就業管理上の留意点、効率労働にむけての制度改善	(一社)名北労働基準協会 専務理事・事務局長 特定社会保険労務士 市之瀬 高 司 	1 0 , 0 0 0	1 2 , 2 2 0				
第2回 賃金管理研修 (A42)	令和6年 9月25日	9:30~16:30 6時間	関係法令、各種賃金・退職金制度の概要、就業管理上の留意点、今後の制度改善	西原経営事務所 所長 中小企業診断士・ 特定社会保険労務士 西 原 義 人 氏 	1 0 , 0 0 0	1 2 , 2 2 0				
第3回 雇用関係法研修 (A43)	令和6年 10月9日	9:30~12:30 3時間	労働者派遣法、職業安定法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等の概要と就業管理上の留意点	朋労務コンサルタントオフィス 所長	5 , 0 0 0	1 日 間	4 日 間	6 , 1 1 0	1 日 間	4 日 間
第4回 雇用均等関係法研修 (A44)		13:30~16:30 3時間	男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パート有期雇用労働法等の概要と就業管理上の留意点	(一社)名北労働基準協会 労働相談室長 社会保険労務士 藤 原 朋 子 氏 	5 , 0 0 0	1 日 間	3 日 間	6 , 1 1 0	1 日 間	4 日 間
第5回 労働関係法研修 (A45)	令和6年 10月23日	9:30~12:30 3時間	労働契約法、個別労働関係紛争解決促進法、労働組合法等の概要と就業管理上の留意点	藤 原 朋 子 氏	5 , 0 0 0	1 日 間	0	6 , 1 1 0	1 日 間	0
第6回 労使紛争防止研修 (A46)		13:30~16:30 3時間	労働トラブルの現状と防止のための就業管理と良好な労働関係の構築等	宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮 澤 俊 夫 氏 	5 , 0 0 0	1 日 間	1 日 間	6 , 1 1 0	1 日 間	2 日 間

※ご受講時は、マスクの着用にご協力ください

会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



【会場アクセス】

- 「名 鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バ ス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お 車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。



申込はこちら

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知県東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関)	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133			
一般社団法人 名北労働基準協会	一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。			

講習会等申込書 (コピー可)

労働実務専門講座

申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号		名北労働基準協会のみご記入ください。
事業場名			TEL () - ()	FAX () - ()	E-mail
所在地	〒	事業内容	労働者数		名
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏名	所属部署・職名	受講区分 (一部研修受講は前ページ研修名下の研修番号を記入)	ご案内送付先 受講者・担当者(部署名) <small>〇をつけてください</small>
				<input type="checkbox"/> 基礎法令コース(前期・後期) <input type="checkbox"/> 就業管理コース <input type="checkbox"/> 4日とも <input type="checkbox"/> 一部日程()を受講	様)
				<input type="checkbox"/> 基礎法令コース(前期・後期) <input type="checkbox"/> 就業管理コース <input type="checkbox"/> 4日とも <input type="checkbox"/> 一部日程()を受講	会費支払時期 令和 年 月 日

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。